

**<対日アンチ・ダンピング情報>**  
- 公正貿易センター・レポート -  
(第100号 2001年9月度)

当センターが各国官報等により把握しました2001年9月度の主要国の対日アンチ・ダンピング(AD)措置に関する情報を下記の通り取りまとめましたので、御送付申し上げます。  
(お問合せ先： 03-3591-4550)

**主なトピックス**

《ADオリジナル調査関連》

1. 米国

商務省は、9月11日、大径溶接ラインパイプに対するAD調査(2001年2月23日調査開始)において、「ダンピング有り」との最終決定を公告した。

9月28日付けで、冷延鋼板に対するAD調査開始申請がなされた。

\*冷延鋼板に対しては、1999年6月開始のAD調査において、国際貿易委員会(ITC)が、2000年8月30日付けで「損害無し」との最終決定を下し、AD措置はとられなかったが、約1年後に再びAD調査開始の申請がなされることとなった。

2. インド

・インド当局は、9月12日付けで、ポリイソブチレンに対するAD調査を開始した。

・インド当局は、9月21日付けで、フレキシブル・スラブストック・ポリオールに対するAD調査を開始した。

\*尚、以上の2件のAD案件は、1995年のWTO発足以降では、14件目と15件目の日本製品に対するAD調査開始案件となった。

日本製品に対するAD調査開始件数(1995年以降での)に関しては、インドが米国の24件に次いで多い国となっている。(因みに、3番目に多い国は韓国で7件)

3. アルゼンチン

・アルゼンチン当局は、9月17日付けで、溶接鋼管に対するAD調査において、「ダンピング及び損害有り」との暫定決定を行った。

4. インドネシア (速報)

・インドネシア当局は、10月1日、大径溶接ラインパイプに対するAD調査を開始した。

《米国「バード修正条項」関連》

・9月21日、米国 Customs Service は、徴収したAD税及び補助金相殺関税を、当該措置の調査開始を申請した米国企業に分配することを定めた法律(いわゆる「バード修正条項」)に関する確定最終施行規則を公告した。

・9月27日、米国 Customs Service は、「バード修正条項」に関して、税の分配を受ける有資格者である旨の証明書提出期限を公告した。(2001年度分の提出期限は、2001年10月2日となった。)

《米国セーフガード関連》 (速報)

- ・ 10月22日に、ITCは、鉄鋼製品に対するセーフガード調査(“201条”調査)において、損害認定に関する決定を行い、全33製品群のうち、16製品について「損害有り」、17製品について「損害無し」との決定が下された。

主要4ヶ国の官報での、対日AD案件の9月度掲載事項

1. 米国 (Federal Register)

Vol. 66, 171 ~ 189 (2001.9.4. ~ 2001.9.28.)

(1)オリジナル調査:

商務省: AD価格調査最終決定(ダンピング有り)の公告

66 FR 47172 (2001.9.11.), Effective Date: 2001.9.11.

・ 大径溶接ラインパイプ

[ 商務省: A-588-857 Welded Large Diameter Line Pipe ]

(2)サンセット見直し:

ITC: サンセット見直し(2001年6月開始分)略式レビューのスケジュールの公告

66 FR 49040 (2001.9.25.), Effective Date: 2001.9.4.

・ クラッド鋼板

[ ITC: 731-TA-739 Clad Steel Plate ]

(3)その他:

商務省: AD行政見直し申請機会の公告

(見直し対象期間=2000.9.1.~2001.8.31.)

66 FR 46257 (2001.9.4.), Dated: 2001.8.27.

・ 薄型ディスプレイ・パネル

[ 商務省: A-588-817 Flat Panel Displays ]

・ 新聞用大型輪転機

[ 商務省: A-588-837 Large Newspaper Printing Presses ]

・ ステンレス線材

[ 商務省: A-588-843 Stainless Steel Wire Rod ]

商務省: AD行政見直し取消しの公告

(見直し対象期間=2000.2.11.~2001.5.31.)

66 FR 46778 (2001.9.7.), Effective Date: 2001.9.7.

・ 形鋼

[ 商務省: A-588-852 Structural Steel Beams ]

Customs Service: 「バード修正条項」に関する確定最終施行規則の公告

66 FR 48546 (2001.9.21.), Effective Date: 2001.9.21.

Customs Service : 「バード修正条項」に関して、税の分配を受ける有資格者である旨  
の証明書提出期限の公告  
( 2001 年度分の提出期限は、2001 年 10 月 2 日とする。 )  
66 FR 49451 (2001.9.27.), Dated : 2001.9.24.

## 2 . E U ( Official Journal )

OJ Vol.44 L 234 ~ L 261 (2001.9.1. ~ 2001.9.29.)

OJ Vol.44 C 244 ~ C 275 (2001.9.1. ~ 2001.9.29.)

(1)オリジナル調査 : 対象案件無し

(2)その他 :

- ・放送用テレビ・カメラ・システム : A D措置中間見直し終結の公告  
( A D措置現状のまま継続決定 )  
( 調査対象期間 : 1998.7.1. ~ 1999.12.31. )

[Television Camera Systems]

Council Regulation (EC) No 1900/2001 of 27 September 2001, OJ No. L261/3 (2001.9.29.)

## 3 . カナダ ( Canada Gazette )

Vol.135 35 ~ 39 (2001.9.1. ~ 2001.9.29.)

(1)オリジナル調査 : 対象案件無し

(2)その他 : 対象案件無し

## 4 . 豪州 ( Australian Customs Service )

01/34 ~ 01/36 (2001.9.7. ~ 2001.9.21.)

(1)オリジナル調査 : 対象案件無し

(2)その他 : 対象案件無し

## その他諸国の対日アンチ・ダンピング関連の9月度情報 (当センターで入手したもののみ)

(1)インド : ポリイソブチレン (Polyisobutylene)

・インド当局は、9月12日付けでAD調査を開始

(2)インド : フレキシブル・スラブストック・ポリオール

・インド当局は、9月21日付けでAD調査を開始

(3)アルゼンチン : 溶接鋼管

・アルゼンチン当局は、9月17日付けでAD調査につき暫定決定を下し、「ダンピング及び損害有り」と認定。

以 上